

(別紙)

	別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源)	別紙2-43 まだら本州日本海北部系群 (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	まだら本州太平洋北部系群	まだら本州日本海北部系群
管理年度	7月1日から翌年6月末日までとし、ステップ1の管理を行う。	
目標管理基準値	10.9千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)	5.2千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
限界管理基準値	3.2千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)	2.5千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
禁漁水準値	0.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)	0.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
漁獲シナリオ	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.75を乗じた値とする。	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
大臣管理漁業	沖合底びき網漁業	
都道府県	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県及び石川県
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。	
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、その上で、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ●避けられない混獲により漁獲量が積み上がることで、直ちに操業全体を止めざるを得なくなるといった状況を避けるための措置として、資源管理への影響が許容される範囲で、翌管理年度との間での漁獲可能量の調整等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。 	

	別紙2-44 まだら北海道太平洋 (ステップアップ管理対象資源)	別紙2-45 まだら北海道日本海 (ステップアップ管理対象資源)
特定水産資源	まだら北海道太平洋	まだら北海道日本海
管理年度	7月1日から翌年6月末日までとし、ステップ1の管理を行う。	
目標管理基準値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの80%に相当する資源水準	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの91%に相当する資源水準
限界管理基準値	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの56%に相当する資源水準	過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの63.7%に相当する資源水準
漁獲シナリオ	直近の資源水準と目標管理基準値及び限界管理基準値の値の差に基づき、漁獲量を調整する	
予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加	漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他地域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、当該管理年度の漁獲可能量に所要の算式で算定される数量を上限として追加	
大臣管理漁業	沖合底びき網漁業	
都道府県	北海道及び青森県	北海道
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。	
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで	
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、その上で、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ●予期せぬ加入量の増加等による漁獲可能量の追加に係る規定について、ステップ3の開始までに見直しを検討する。 	

	別紙2-46 よしきりざめ（南大西洋海域）
特定水産資源	よしきりざめ（南大西洋海域）
管理年度	8月1日から翌年7月末日まで
資源管理の目標	大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下この別紙において「ICCAT」という。）での合意等に従い、資源の保全を確保できる資源水準の値とする。
漁獲シナリオ	ICCATにおいて決定された漁獲可能量の算定方式を漁獲シナリオとする。
漁業の種類	かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）
漁獲量の管理の手法	漁獲量の総量の管理
報告期限	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月を「1日から10日まで」、「11日から20日まで」、「21日からその月の末日まで」の期間に分け、それぞれの期間に採捕した数量を当該期間の終了した日から10日以内に報告する。 ●漁業法第31条に基づく漁獲量等の公表後にあつては、採捕した日の翌日までに報告する。
TACの配分基準	管理年度の前年7月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進
その他	法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。